

令和2年度10月補正予算（専決処分）の概要

新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けている市内飲食店事業者が、国のGOTOイート事業を積極的に活用できるように支援を行うため、令和2年10月28日（水）に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いました。

1 予算の規模

（単位：千円）

会計名（補正号数）	補正前の額	補正額	計
一般会計（第6号）	42,584,150	0	42,584,150

※予算の組み替えにより対応

2 補正予算の主な内容

(1) 三木市GOTOイート登録支援事業（新規）

10,000千円

【産業振興部 観光振興課】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経営に大きな影響を受けている市内飲食店事業者が国のGOTOイート事業を積極的に活用できるよう、GOTOイート事業に登録を行った市内事業者に対して三木市独自に5万円を給付します。

※本事業については、既存事業の予算から組み替えて対応するため、補正前と補正後で予算総額に変更はありません。